

# 埼玉県公共調達改革推進要綱

## 1 趣 旨

この要綱は、都道府県の公共調達改革に関する指針（平成18年12月18日全国知事会公共調達に関するプロジェクトチーム緊急報告）に盛り込まれた官製談合の防止、制度改革等に係る取組（以下「取組」という。）の全庁的な実施について必要な事項を定めるものとする。

## 2 取組の実施方法

- (1) 工程表の作成及びその公表
- (2) 工程表に基づく進行管理及び実施状況の公表
- (3) その他必要と認められる事項の検討及び実施

## 3 埼玉県公共調達改革推進本部

- (1) 取組を全庁的に実施するため、埼玉県公共調達改革推進本部（以下「本部」という。）を置く。
- (2) 本部に、本部長、副本部長及び本部員を置く。
- (3) 本部長は、知事とする。
- (4) 副本部長は、総務部入札課に係る事務を所管する副知事の職にある者をもって充てる。
- (5) 本部長に事故があるときは、副本部長がその職務を代理する。
- (6) 本部員は、別記1に掲げる職にある者をもって充てる。
- (7) 取組に係る具体的な事項を処理させるため、本部に幹事会を置く。
- (8) 幹事会に幹事長、副幹事長及び幹事を置く。
- (9) 幹事長は、総務部契約局長の職にある者をもって充てる。
- (10) 副幹事長は、入札課長の職にある者をもって充てる。
- (11) 幹事は、別記2に掲げる職にある者をもって充てる。
- (12) 本部の会議は本部長が、幹事会の会議は幹事長が招集し、及び主宰する。
- (13) 本部の庶務は、総務部入札課が処理する。

## 4 施行期日

- この要綱は、平成18年12月22日から施行する。
- この要綱は、平成19年4月2日から施行する。
- この要綱は、平成20年4月1日から施行する。
- この要綱は、平成21年4月1日から施行する。
- この要綱は、平成22年4月1日から施行する。
- この要綱は、平成23年4月1日から施行する。
- この要綱は、平成25年4月1日から施行する。
- この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

別記 1

本 部 員

副知事（副本部長である副知事を除く）  
知事室長  
企画財政部長  
総務部長  
県民生活部長  
危機管理防災部長  
環境部長  
福祉部長  
保健医療部長  
産業労働部長  
農林部長  
県土整備部長  
都市整備部長  
会計管理者  
公営企業管理者  
病院事業管理者  
下水道事業管理者  
教育長  
警察本部長

## 別記2

### 幹 事

部 局 名	幹 事 (課室長等)
企画財政部	企画総務課長、財政課長、改革推進課長
総務部	人事課長、行政監察幹、技術評価幹、入札審査課長、管財課長
県民生活部	広聴広報課長
危機管理防災部	危機管理課長、消防防災課長
環境部	環境政策課長
福祉部	福祉政策課長、社会福祉課長
保健医療部	保健医療政策課長
産業労働部	産業労働政策課長
農林部	農業政策課長、森づくり課長、農村整備課長
県土整備部	県土整備政策課長、建設管理課長、道路街路課長、道路環境課長、河川砂防課長、水辺再生課長
都市整備部	都市整備政策課長、市街地整備課長、公園スタジアム課長、営繕課長、設備課長
会計管理者	出納総務課長
企業局	総務課長、財務課長、地域整備課長、水道企画課長、水道管理課長
病院局	経営管理課長
下水道局	下水道管理課長、下水道事業課長
教育局	総務課長、財務課長
警察本部	会計課長、施設課長、警務課長、組織犯罪対策課長、捜査第四課長